

税務と経理処理について(ご参考)

事業所が負担した掛金は、全額損金または必要経費に計上できます。

- 退職一時金……退職所得の対象となります。
 - 課税対象額 = (退職一時金額 - 退職所得控除額) × 1/2
ただし契約の解除等により支払われるそれ以外の一時金は一時所得となります。
- 遺族一時金……相続税の課税対象となりますが、受取人が法定相続人の場合は本人死亡時の遺族一時金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。相続税の課税対象となるその他の保険等の受取金がある場合は合計した額から上記非課税対象額が控除されます。
- 退職年金……雑所得として課税の対象となります。ただし、公的年金等の控除が受けられます。

税務の取扱い等について、2025年4月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

当制度は、東大阪商工会議所が生命保険会社と締結した新企業年金保険契約に基づいて運営します。この新企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社（*1）が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合（2025年4月7日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社	
日本生命保険相互会社	(事務幹事会社) (70.74%) (*1)
アクサ生命保険株式会社	(1.20%) (50音順)
第一生命保険株式会社	(3.50%)
大同生命保険株式会社	(0.71%)
富国生命保険相互会社	(11.94%)
明治安田生命保険相互会社	(11.91%)

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、給付金支払いの引受割合が左記の引受割合と異なる場合があります。

◆基礎率（予定利率・予定死亡率等）の変更ー引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届出たうえで基礎率（予定利率・予定死亡率等）を変更することがあります。その結果、将来受取りを開始する年金・一時金が減少することがあります。

◆生命保険契約者保護機構ー引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額等が削減されることがあります。保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

個人情報のお取扱いについて

特定退職金共済制度におきましては、共済契約者となる事業主ならびに被共済者となる従業員の方々の個人情報を次のとおり取扱いますのでご同意のうえ、お申込みください。

- 東大阪商工会議所は、当制度の運営において取得する個人情報（被共済者の氏名・性別・生年月日等および共済契約者の氏名・住所・口座情報等）を当制度の事務手続き、各種サービスの案内・提供のために利用します。また、引受保険会社（日本生命保険相互会社ほか5社）および事務委託会社（ニッセイ情報テクノロジー株式会社）へ提供します。
- 引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のための必要な範囲で利用し、東大阪商工会議所、他の引受保険会社および本人が所属する加入事業所に上記目的の範囲内で提供します。
- 事務委託会社は、受領した個人情報を口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために、必要な範囲で利用します。
- 今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き東大阪商工会議所、引受保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

お問い合わせ先

東大阪商工会議所 経理部
〒577-0809 東大阪市永和2-1-1 電話 06-6722-1151



着実にそなえて 企業も従業員も将来が安心 特定退職金共済制度 (新企業年金保険)

ご加入・増額のおすすめ

2025年度版



- 〔制度の特色〕
- ・掛金は1人月額 **30,000** 円まで非課税です。全額損金または必要経費に計上できます。
 - ・中退共制度との重複加入が認められています。
 - ・給付金のお支払いは加入従業員名義の口座への振込となります。

退職金の保全措置についてご存じでしょうか？

事業主は従業員の退職金支払を円滑に行うため退職金の保全措置を講ずることが義務づけられています。この特定退職金共済制度に加入すれば保全措置を講じなくてもよいことが法律で認められています。
(賃金の支払の確保等に関する法律)



- この制度に加入することにより、中小企業でも安定した退職金制度を容易に確立できます。
- 退職金制度の確立は、従業員の勤労意欲を高め、企業経営の発展に役立ちます。
- 中小企業退職金共済制度（中退共制度）との重複加入も認められます。
ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。
- 毎月定額の掛金を払込むことで将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。
- 会社（事業主）が負担する掛金は、全額損金または必要経費に計上できます。
しかも従業員の給与にもなりません。

掛金

- 掛金月額：従業員1人につき1口（1,000円）で最高30口（30,000円）まで加入できます。（掛金には1口あたり50円の制度運営費を含みます。）
- 口数の増額（掛金）：基本掛金月額30口を限度として加入口数（掛金）を増額させることができます。（ただし、原則として減額はできません。）
- 運用については、生命保険会社に管理と運用を委託します。（制度運営費を除く）

ご注意

掛金として、払込まれた金額（運用益を含む）は事業主に対しては、いかなる理由（懲戒解雇も含む）があっても返還されません。

●加入できる事業主・・・共済契約者

東大阪商工会議所地区内にある事業所を有する事業主であれば、従業員（専従者控除の対象を除く）を加入させることができます。

●加入するときは・・・任意包括加入

この制度への加入は、事業主の任意ですが、加入する場合は、全従業員（年齢満15歳以上65歳未満）を加入させなければなりません。

なお、事業主、役員（使用人兼務役員を除く）もしくは事業主と生計を一にする親族は、この制度に加入できません。また、次のような人は加入させなくてもさしつかえありません。

- * 期間を定めて雇われている者
- * 季節的な仕事のため雇われている者
- * 試用期間中の者
- * 非常勤の者
- * 休職中の者
- * パートタイマーのように労働時間の特に短い者

なお、被共済者（加入従業員）が退職等で上記加入資格を失われた場合は当制度からの脱退手続きが必要です。

●加入手続きと効力発生日

事業主が、対象となる従業員を被共済者として、別紙加入申込書により、毎月1日までに東大阪商工会議所、または取扱者にお申込みください。効力発生日は毎月1日締切日の翌々月1日です。

●被共済者証の発行

被共済者（加入従業員）に対しては、「特定退職金共済被共済者証」を発行します。

●給付金の請求・各種変更手続き

被共済者（加入従業員）が退職・死亡等で給付金を受けようとされる場合は、東大阪商工会議所に備え付けの書類によってご請求ください。また、社名、代表者、住所、電話番号、銀行口座等変更が生じた場合、所定の用紙にて東大阪商工会議所へご通知ください。

●加入期間

被共済者（加入従業員）が事業所に勤務する限り、加入期間満了となる満80歳に達する日まで加入できます。

●ご契約の解除

次の事項に該当する場合、契約を解除することがあります。

- 共済契約者（事業主）が、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められたとき。
- 被共済者（加入従業員）〔受取人を含む〕が暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められたとき。
- その他、「東大阪地区事業所退職金共済制度規約」に定める契約の解除事由に該当したとき。

●掛金の払込み（下記以外の信託銀行・信用組合・農協等は、お取扱できません。）

第1回目掛金から、ご指定金融機関の預金口座より毎月27日（休業日の場合は翌営業日）に自動振替させていただきます。

- 【収納代行会社】 ニッセイ情報テクノロジー株式会社
- 【取扱金融機関】
 - 全ての都市銀行
 - 全ての地方銀行
 - 全ての信用金庫
 - 全ての労働金庫
 - ゆうちょ銀行（ゆうちょ銀行総合口座の通帳をお持ちの場合にご利用できます。）
 - 三井住友信託銀行
 - のぞみ信用組合
 - SBI新生銀行
 - PayPay銀行

給付金

退職一時金額表

単位：円

積立期間	口数	1口	5口	10口	15口	20口	30口
1年		11,220	56,100	112,200	168,300	224,400	336,600
2年		22,550	112,750	225,500	338,250	451,000	676,500
3年		34,000	170,000	340,000	510,000	680,000	1,020,000
4年		45,570	227,850	455,700	683,550	911,400	1,367,100
5年		57,240	286,200	572,400	858,600	1,144,800	1,717,200
6年		69,040	345,200	690,400	1,035,600	1,380,800	2,071,200
7年		80,950	404,750	809,500	1,214,250	1,619,000	2,428,500
8年		92,990	464,950	929,900	1,394,850	1,859,800	2,789,700
9年		105,140	525,700	1,051,400	1,577,100	2,102,800	3,154,200
10年		117,410	587,050	1,174,100	1,761,150	2,348,200	3,522,300
15年		180,650	903,250	1,806,500	2,709,750	3,613,000	5,419,500
20年		247,120	1,235,600	2,471,200	3,706,800	4,942,400	7,413,600
25年		316,970	1,584,850	3,169,700	4,754,550	6,339,400	9,509,100
30年		390,390	1,951,950	3,903,900	5,855,850	7,807,800	11,711,700
35年		467,550	2,337,750	4,675,500	7,013,250	9,351,000	14,026,500

- 注 1. 年の途中で退職または死亡されたときは、月単位で計算された額をお支払いします。
- 注 2. 給付額は東大阪商工会議所特定退職金共済制度規約にもとづくものですが、金利水準の低下その他の著しい経済変動等により将来改定されることがあります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。
- 注 3. 加入期間14年4カ月未満で退職された場合は給付金額が払込掛金累計額を下回ります。このため、65歳以上の方の新規加入・増額はお取扱いいたしません。

（給付金の種類は次のとおりです。重複しては支払われません。）

○退職一時金：被共済者（加入従業員）が退職されたとき、退職一時金をお支払いします。

○遺族一時金：被共済者（加入従業員）が死亡されたとき、退職一時金に加入口数1口あたり1,000円を加えた遺族一時金をご遺族にお支払いします。

注）遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

○退職年金：被共済者（加入従業員）が加入期間10年以上で退職されたとき、退職年金を10年間お支払いします。

（詳しくは裏面のお問合わせ先までおたずねください）

年4回（2月、5月、8月、11月の各1日）それまでの3カ月分をまとめてお支払いします。※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。年金月額10,000円未満の場合は年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

○解約手当金：やむを得ず途中で契約を解約された場合、解約手当金（退職一時金と同額）を被共済者（加入従業員）にお支払いします。

※給付金のお支払いは、加入従業員名義の口座（国内金融機関に限る）への振込となります。